

第4部 分野別的基本方針 【IV 都市防災の方針】

災害に強い都市構造の形成を図り、
安全・安心なまちをめざします

■1 災害に強い都市構造の形成をめざします

(1) 交通広場等の都市基盤の整備を進めるとともに、市街地再開発事業の促進や地区計画等による土地利用の適切な誘導により、災害に強い都市づくりをめざします。



(2) 大規模な工場や事業所等の土地利用転換に際して、避難地や防災空間の確保等、地域の防災課題を解決する視点から土地利用転換を適切に誘導します。

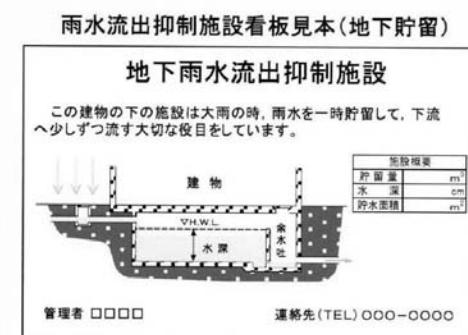
(3) 高層ビル、ターミナル駅の安全確保対策を検討し、建築物所有者に対して安全対策を促進します。

(4) 公園・緑地は、憩いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場であるとともに、震災時には、避難場所や避難路、延焼防止のオープンスペースとして機能し、また、給水車等の緊急車両の配置、救急医療などの救援活動や物資集積等の拠点としても重要な役割を果たすことから、公園、緑地等のオープンスペースの確保に努めます。



(5) 幹線道路等における植樹帯や街路樹などの樹木は、火災の延焼を防止し、家屋倒壊の際には被害の拡大を抑制するなど、優れた防災機能を有しています。そのため、幹線道路における街路緑化、公共公益施設の緑化を推進するとともに、市民や企業が主体となる事業所緑化、生垣緑化、駐車場緑化など民有地の緑化を支援します。特に、避難所や避難路では耐火性に優れた樹木を植栽するなど、防災に資する緑のネットワークの形成に努めます。

(6) 総合的な治水対策として、雨水の流出量を抑制し、地域の浸水安全度を向上させるため、公共施設における雨水流出抑制施設の設置を進めるとともに、一定規模以上の開発行為や建築行為の際には、雨水貯留浸透施設設置の指導等により、降雨時に雨水が一気に下水や河川に流出しないよう、雨水流出抑制を促進します。



「雨水流出抑制協議書作成の手引き」より

(7) 震災時の迅速な救難・救助活動や円滑な救助物資の運搬など応急活動が行えるよう、緊急輸送路の整備を推進します。

(8) 路線の重要度を総合的に考慮して耐震補強を推進し被害の軽減に努めるとともに、電線類の地中化や上下水道等の整備を進め、災害に強いライフラインの形成に努めます。

■2 安全・安心なまちをめざします

(1) 地域防災拠点や避難所等への安全な避難路のネットワークを確保していくために、生活道路の安全性の点検など、住民の発意による主体的な防災まちづくり活動を支援します。

(2) 災害に強いまちを形成するために、町内会・自治会や自主防災組織と連携して、地区的安全性について点検するなど、住民の発意による主体的な防災まちづくり活動を支援します。

●避難のイメージ

